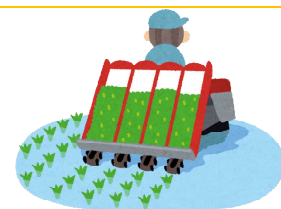


農地の貸借の仕組みが変わります！



農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく利用権設定は廃止されます。



今後利用できる貸借契約の種類は？

- ①農地法3条による貸借 ⇒ 今まで通り受付できます！
- ②農地中間管理事業 ⇒ 今まで通り受付できます！
- ③農用地利用集積計画 ⇒ 令和7年3月まで活用できます！
- ◎農用地利用集積計画書の最終締切は

令和7年2月10日（月）となります。

※令和7年3月までに対象農地のある地区で地域計画を策定すると、以降は農用地利用集積計画による貸し借りができなくなります（大野市の地域計画策定は令和7年3月を予定しています）。

①と②の主な違い	仕組み	貸借の期間	期間満了時の取扱い
①農地法3条による貸借	出し手⇔受け手	年単位	賃貸借の場合契約の解約をしない限り自動更新されます
②農地中間管理事業	出し手⇔中間管理機構⇔受け手	原則10年以上	農地は出し手に戻ります

令和7年度以降は設定済みの農用地利用集積計画はどうなるのか？

令和6年度までに設定したものについては、期間満了まで有効となります。
例：令和6年3月から5年間で設定した場合
⇒令和11年3月まで有効となります。



大野市農業林業振興課
お問い合わせ先：0779-64-4829